（自動車整備士技能検定規則の一部改正）

第二条　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表中第三十九号を削り、第四十号を第三十九号とし、第四十一号を削り、第四十二号から第五十五号までを二号ずつ繰り上げ、第五十六号を削り、第五十七号から第七十六号までを三号ずつ繰り上げる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第十一号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十九号）の施行に伴い、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の二の二第一項第七号中「充てんされている」を「充塡されている」に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改める。

附　則

この省令は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。